

令和3年度	一般会計	歳出	第8款1項2目	11節役務費(6)	保険料
	一般会計	歳出	第8款2項3目	11節役務費(6)	保険料
	一般会計	歳出	第8款3項1目	11節役務費(6)	保険料
	一般会計	歳出	第8款4項1目	11節役務費(6)	保険料
	一般会計	歳出	第8款4項2目	11節役務費(6)	保険料
	一般会計	歳出	第8款4項3目	11節役務費(6)	保険料
	一般会計	歳出	第8款5項1目	11節役務費(6)	保険料
	一般会計	歳出	第8款5項2目	11節役務費(6)	保険料
	一般会計	歳出	第8款6項1目	11節役務費(6)	保険料
	みどり保全創造事業費会計	歳出	第1款2項1目	11節役務費(6)	保険料
	みどり保全創造事業費会計	歳出	第1款2項3目	11節役務費(6)	保険料
	下水道事業資本的支出		第1款1項1目	32節	保険料
	下水道事業収益的支出		第1款1項2目	32節	保険料
	下水道事業収益的支出		第1款1項3目	32節	保険料

受付 番号	種 目 番 号	連絡先	担 当		
			総務課	ふりがな 担当者名	わたなべ 渡邊 けいこ 桂子
			電 話 671-2804		

設 計 書

- 1 業務名 令和3年度 環境創造局自動車保険契約

- 2 履 行 場 所 環境創造局総務課

- 3 履行期間 期間 令和3年7月1日午後4時から令和4年7月1日午後4時まで
又は期限 期限 令和 年 月 日 まで

- 4 契約区分 確定契約 概算契約

- 5 その他特約事項 _____

- 6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)

- 7 業務概要
環境創造局の庁用自動車に係る自動車任意保険の契約

8 部 分 払

す る (回以内)

し ない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含む金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む。

業務代金額

非課税 ¥ _____

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
令和3年度 環境創造局自動車 保険契約		1	件			

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

令和3年度 環境創造局自動車保険 仕様書

1 契約対象自動車（別紙一覧表のとおり）

自動車台数 合計 97台

2 契約方法

入札書を徴収し、予定価格の範囲内であった場合に相手方として決定する。

参加条件については、損害賠償が発生した際、自ら相手方に対して迅速かつ適切に損害賠償する能力を有すること。

3 保険期間

令和3年7月1日 午後4時から令和4年7月1日 午後4時まで

4 保険契約の内容

(1) 契約条件は以下のとおりとする。

ア 対人賠償保険金額 無制限

イ 対物賠償保険金額 無制限

ウ 搭乗者傷害保険（下記2台のみ） 1,000万円（免責なし。1事故ごとの限度額）

No.	用途車種	登録番号	車台番号	型式
34	普通乗用	304さ9178	JPD10-0001063	ZBA-JPD10
35	普通乗用	351ら4580	ZC4-3200003	ZBA- ZC4

エ 示談代行業務及び示談支援業務

(2) 人身傷害補償保険、搭乗者傷害保険（上記（1）に記載の2台を除く）、無保険者傷害保険、自損事故保険、車両保険、対人臨時費用及び対物臨時費用は不担保とする。

飲酒運転、麻薬等運転、公務外（通勤を含む私的利用）の運転中の事故については、補償対象外とする。ただし、補償対象外とすることにより、法令や各保険会社の規定及び約款に抵触する場合等はこの限りでない。

(3) 下記の条件については、不担保とする特約等を付帯することができる。

ア 無免許運転（免許不携帯を除く）の事故

イ 臨時代替自動車担保特約

ウ 契約対象自動車が盗難にあった場合等を除き、横浜市職員（会計年度任用職員を含む）以外の者が運転中の事故

エ ロードサービス

(4) 事故への対応にあたっては、横浜市と契約した保険会社が横浜市に対して支払責任を負う限度において、保険会社の費用により、事故受付等の初期対応から示談の成立その他横浜市の負担する損害賠償責任の内容を確定するために必要な用務を行うこと。

(5) 保険期間内に発生した事故については、保険期間の満了後も、示談の成立その他横浜市の負担する損害賠償責任の内容を確定まで保険期間と同様に対応すること。

5 保険契約の条件

- (1) 補償の範囲を縮小しないこと。
- (2) 事故の受付を時刻、曜日等にかかわらず行うこと。
- (3) 事故に対応する過程で横浜市と連絡調整を行う窓口は、事故ごとに1か所とすること。
- (4) 横浜市が負担する損害賠償責任の内容を確定するための用務の進捗状況について、随時又は定期的に報告すること。また、必要に応じて書類（経過報告書・損害賠償額の根拠となる資料等）の提出を行うこと。
- (5) 示談締結前に、当局担当者へ示談書と損害賠償額の根拠となる資料を提出し、確認を得ること。また、示談締結後は、速やかに当局保管分の示談書を提出すること。
- (6) 保険適用対象外の事例が発生した場合には、当該示談交渉等に対して支援を行うこと。
- (7) 保険期間中の減車等により還付の必要が生じた場合には、保険料の減少額を算出し、横浜市が送付する納入通知書で速やかに納付すること。
なお、減車についての通知は、横浜市から随時又は定期的に行うものとする。
- (8) 保険期間が満了したときは、保険期間中に受け付けた事故について、対人・対物の別及び対応結果（保険金の支払日、支払先、金額等）を記載した実績報告書を提出すること。

6 個人情報

- (1) 個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (2) 取り扱いにあたっては、作業場所を特定するとともに、個人情報の無断持出禁止を徹底すること。
- (3) 従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項、並びに、従事者がおうべき横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく罰則の内容、及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書（様式1）及び研修実施報告書（様式2）を横浜市長に提出すること。
- (4) 研修は、契約を締結してから2週間以内に実施し、実施後1週間以内に、誓約書、研修実施報告書を提出すること。

7 一般事項

本委託事項は横浜市契約規則を準用し、設計書、仕様書等の該当事項を全部含むものとする。
本委託事項について疑義を生じた場合には、本市職員の指示を受けること。

通しNO	所属名	用途車種	車種co	登録番号	車台番号	型式	メーカー等	初年度登録	車検期限	最大積載量(kg)	会計	執行予定科目	事業コード	事業名	備考	リース契約終了日	ドライブレコーダー有無
57	公園緑地維持課	小型乗用	5	505せ2225	ZGE25-6011720	DBA-ZGE25G	トヨタ	平成29年3月1日	令和4年2月28日		一般	8款5項1目公園緑地管理費 11(6)	053285	公園愛護会活動支援事業		R6.2.29	×
58	公園緑地維持課	小型貨物	2	400ま8213	NJR85-7059760	TPG-NJR85AD	いすゞ	平成29年3月1日	令和3年2月28日	1750	一般	8款5項1目公園緑地管理費 11(6)	053285	公園愛護会活動支援事業		R5.2.28	×
59	公園緑地維持課	軽貨物	3	480な3432	U68V-0501584	ZAB-U68V	三菱	令和2年2月26日	令和4年2月25日	350(200)	一般	8款5項1目公園緑地管理費 11(6)	053285	公園愛護会活動支援事業		購入	×
60	北部公園緑地事務所	原付	7	旭区け8339	C50-0226074	1-1169	ホンダ	平成4年12月25日	-		一般	8款5項1目公園緑地管理費 11(6)	011292	公園維持管理事業費		-	×
61	北部公園緑地事務所	軽貨物	3	480た2060	DA16T-221715	EBD-DA16T	スズキ	平成27年10月1日	令和3年9月30日	350	一般	8款5項1目公園緑地管理費 11(6)	011292	公園維持管理事業費		R3.9.30	×
62	北部公園緑地事務所	軽貨物	3	480た2061	DA16T-222420	EBD-DA16T	スズキ	平成27年10月1日	令和3年9月30日	350	一般	8款5項1目公園緑地管理費 11(6)	011292	公園維持管理事業費		R3.9.30	×
63	北部公園緑地事務所	軽貨物	3	480た2062	DA16T-222053	EBD-DA16T	スズキ	平成27年10月1日	令和3年9月30日	350	一般	8款5項1目公園緑地管理費 11(6)	011292	公園維持管理事業費		R3.9.30	×
64	北部公園緑地事務所	軽貨物	3	480た2063	DA16T-215641	EBD-DA16T	スズキ	平成27年10月1日	令和4年2月1日	350	一般	8款5項1目公園緑地管理費 11(6)	011292	公園維持管理事業費		R3.9.30	×
65	北部公園緑地事務所	軽貨物	3	480た6452	DA16T-263283	EBD-DA16T	スズキ	平成28年3月1日	令和4年2月28日	350	一般	8款5項1目公園緑地管理費 11(6)	011292	公園維持管理事業費		R5.2.28	×
66	北部公園緑地事務所	軽貨物	3	480た6458	DA17V-806560	EBD-DA17V	スズキ	平成28年3月1日	令和4年2月28日	350(250)	一般	8款5項1目公園緑地管理費 11(6)	011292	公園維持管理事業費		R5.2.28	×
67	北部公園緑地事務所	軽貨物	3	480た6437	S510P-0083370	EBD-S510P	ダイハツ	平成28年3月1日	令和4年2月28日	350	一般	8款5項1目公園緑地管理費 11(6)	011292	公園維持管理事業費		R5.2.28	×
68	北部公園緑地事務所	小型貨物	2	400ま8214	NJS85-7005885	TPG-NJS85AN	いすゞ	平成29年3月1日	令和4年2月28日	2000	一般	8款5項1目公園緑地管理費 11(6)	011292	公園維持管理事業費		R7.2.28	×
69	北部公園緑地事務所	小型貨物	2	400み4669	NJS85-7006918	TPG-NJS85AN	いすゞ	平成30年3月1日	令和4年2月28日	2000	一般	8款5項1目公園緑地管理費 11(6)	011292	公園維持管理事業費		R7.2.28	×
70	北部公園緑地事務所	軽貨物	3	483き2111	U68V-0500817	ZAB-U68V	三菱	平成31年3月1日	令和5年2月28日	350(200)	一般	8款5項1目公園緑地管理費 11(6)	011292	公園維持管理事業費		R6.2.29	○
71	北部公園緑地事務所	普通乗用	4	331や2109	ZE1-053107	ZAA-ZE1	日産	平成31年3月1日	令和4年2月28日		一般	8款5項1目公園緑地管理費 11(6)	011292	公園維持管理事業費		R7.2.28	○
72	北部公園緑地事務所	普通乗用	4	334ね2110	GG3W-0604712	5LA-GG3W	三菱	平成31年3月1日	令和4年2月28日		一般	8款5項1目公園緑地管理費 11(6)	011292	公園維持管理事業費		R7.2.28	○
73	北部公園緑地事務所	軽乗用	6	581せ4341	MK53S-252261	DAA-MK53S	スズキ	令和2年3月2日	令和5年3月1日		一般	8款5項1目公園緑地管理費 11(6)	011292	公園維持管理事業費		R7.2.28	○
74	南部公園緑地事務所	軽貨物	3	480さ8391	DA63T-793969	EBD-DA63T	スズキ	平成24年10月1日	令和4年9月30日	350	一般	8款5項1目公園緑地管理費 11(6)	011292	公園維持管理事業費		R3.3.31 1年延長予定	×
75	南部公園緑地事務所	軽貨物	3	480さ8393	DA63T-794473	EBD-DA63T	スズキ	平成24年10月1日	令和4年9月30日	350	一般	8款5項1目公園緑地管理費 11(6)	011292	公園維持管理事業費		R3.3.31 1年延長予定	×
76	南部公園緑地事務所	軽貨物	3	480さ8395	DA63T-793456	EBD-DA63T	スズキ	平成24年10月1日	令和4年9月30日	350	一般	8款5項1目公園緑地管理費 11(6)	011292	公園維持管理事業費		R3.3.31 1年延長予定	×
77	南部公園緑地事務所	小型貨物	2	400ま729	NJR85-7051397	TPG-NJR85AD	いすゞ	平成28年2月1日	令和4年1月31日	1750	一般	8款5項1目公園緑地管理費 11(6)	011292	公園維持管理事業費		R5.1.31	×
78	南部公園緑地事務所	軽貨物	3	480た6451	DA16T-263050	EBD-DA16T	スズキ	平成28年3月1日	令和4年2月28日	350	一般	8款5項1目公園緑地管理費 11(6)	011292	公園維持管理事業費		R5.2.28	×
79	南部公園緑地事務所	軽貨物	3	480た6457	DA17V-163123	HBD-DA17V	スズキ	平成28年3月1日	令和4年2月28日	350(250)	一般	8款5項1目公園緑地管理費 11(6)	011292	公園維持管理事業費		R5.2.28	×
80	南部公園緑地事務所	軽貨物	3	480た6467	DA16T-263972	EBD-DA16T	スズキ	平成28年3月1日	令和4年2月28日	350	一般	8款5項1目公園緑地管理費 11(6)	011292	公園維持管理事業費		R5.2.28	×
81	南部公園緑地事務所	軽貨物	3	480ち3235	DA16T-303404	EBD-DA16T	スズキ	平成28年10月3日	令和4年10月2日	350	一般	8款5項1目公園緑地管理費 11(6)	011292	公園維持管理事業費		R5.10.2	×
82	南部公園緑地事務所	軽貨物	3	480ち3236	DA16T-303317	EBD-DA16T	スズキ	平成28年10月3日	令和4年10月2日	350	一般	8款5項1目公園緑地管理費 11(6)	011292	公園維持管理事業費		R5.10.2	×
83	南部公園緑地事務所	小型貨物	2	400ま7656	NJS85-7005734	TPG-NJS85AN	いすゞ	平成29年2月1日	令和4年1月31日	1900	一般	8款5項1目公園緑地管理費 11(6)	011292	公園維持管理事業費		R6.1.31	×
84	南部公園緑地事務所	小型貨物	2	400ま7657	NJS85-7005741	TPG-NJS85AN	いすゞ	平成29年2月1日	令和4年1月31日	2000	一般	8款5項1目公園緑地管理費 11(6)	011292	公園維持管理事業費		R6.1.31	×
85	南部公園緑地事務所	軽貨物	3	483い2023	DA16T-320227	EBD-DA16T	スズキ	平成29年3月1日	令和5年2月28日	350	一般	8款5項1目公園緑地管理費 11(6)	011292	公園維持管理事業費		R6.2.29	×
86	南部公園緑地事務所	小型乗用	5	505せ2224	ZRR80-0290864	DBA-ZRR80G	トヨタ	平成29年3月1日	令和4年2月28日		一般	8款5項1目公園緑地管理費 11(6)	011292	公園維持管理事業費		R5.2.28	×
87	南部公園緑地事務所	小型貨物	2	400み4651	TRY230-0129810	ABF-TRY230	トヨタ	平成30年3月1日	令和4年2月28日	1500	一般	8款5項1目公園緑地管理費 11(6)	011292	公園維持管理事業費		R6.2.29	×
88	南部公園緑地事務所	軽貨物	3	483あ2076	U68V-0500597	ZAB-U68V	三菱	平成30年7月2日	令和4年7月1日	350(200)	一般	8款5項1目公園緑地管理費 11(6)	011292	公園維持管理事業費		R5.7.1	○
89	南部公園緑地事務所	軽貨物	3	483い2077	S331B-0017046	HBD-S331B	スバル	平成30年7月2日	令和4年7月1日	350(250)	一般	8款5項1目公園緑地管理費 11(6)	011292	公園維持管理事業費		R5.7.1	○
90	南部公園緑地事務所	普通乗用	4	330も2078	ZE1-020591	ZAA-ZE1	ニッサン	平成30年7月2日	令和3年7月1日		一般	8款5項1目公園緑地管理費 11(6)	011292	公園維持管理事業費		R7.7.1	○
91	南部公園緑地事務所	小型乗用	5	530に2074	ZRR80-0433081	DBA-ZRR80G	トヨタ	平成30年7月2日	令和3年7月1日		一般	8款5項1目公園緑地管理費 11(6)	011292	公園維持管理事業費		R7.7.1	○
92	南部公園緑地事務所	小型乗用	5	530は2075	NSP130-2287089	DBA-NSP130	トヨタ	平成30年7月2日	令和3年7月1日		一般	8款5項1目公園緑地管理費 11(6)	011292	公園維持管理事業費		R7.7.1	○
93	南部公園緑地事務所	軽貨物	3	480て6228	DA16T-427823	EBD-DA16T	スズキ	平成30年10月1日	令和4年9月30日	350	一般	8款5項1目公園緑地管理費 11(6)	011292	公園維持管理事業費		R5.9.30	×
94	南部公園緑地事務所	軽貨物	3	480て6229	DA16T-420044	EBD-DA16T	スズキ	平成30年10月1日	令和4年9月30日	350	一般	8款5項1目公園緑地管理費 11(6)	011292	公園維持管理事業費		R5.9.30	×
95	動物園課繁殖センター	軽貨物	3	480つ8109	U68V-0500514	ZAB-U68V	三菱	平成30年2月1日	令和4年1月31日	350(200)	一般	8款5項2目動物園費 11(6)	033295	繁殖センター管理運営費		R7.1.31	×
96	公園緑地整備課	小型乗用	5	504も6132	GB3-1640444	DBA-GB3	ホンダ	平成28年1月4日	令和5年1月3日		一般	8款6項1目公園緑地整備費 11(6)	034228	公園緑地整備費		R3.12.31	×
97	公園緑地整備課	小型乗用	5	505す2264	C27-000763	DBA-C27	日産	平成28年12月1日	令和3年11月30日		一般	8款6項1目公園緑地整備費 11(6)	034228	公園緑地整備費		R4.11.30	×

個人情報取扱特記事項

(平成27年10月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市(以下「委託者」という。)がこの契約において個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)を取り扱わせる者(以下「受託者」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等(特定個人情報を取り扱わせる者にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例を含む。以下同じ。)を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、個人情報を取り扱う場所及び個人情報を保管する場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するにあたって委託者から提供された個人情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、受託者の管理下において使用する場合はこの限りではない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等(複写及び複製したものを含む。)について、作業場所の外へ持

ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報から自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 受託者は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うものとする。

3 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、受託者及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに委託者が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、前項の約定において、委託者の提供した個人情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

(資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修の実施及び誓約書の提出)

第12条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による事務を処理するために受託者又は再受託者が取り扱う個人情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。

個人情報保護に関する誓約書

(提出先)

横浜市長

横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事するにあたり、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を受講しました。

横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等及び個人情報取扱特記事項を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことを誓約いたします。

研修受講日	所 属	担 当 業 務	氏 名 (自署又は記名押印)

年 月 日

(提出先)

横浜市長

(提出者)

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書

横浜市個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定に従い、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙個人情報保護に関する誓約書(様式1)(全 枚)のとおり提出いたします。

引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。